

31川健介保第1335号
令和2年2月27日

市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る運営推進会議、介護・医療連携推進
会議の対応方針について（通知）

日頃から、本市介護保険事業に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止策を徹底していただくとともに、万が一新型コロナウイルス感染症が発生した場合（疑いを含む。）には、「帰国者・接触者相談センター」又は「川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター」への連絡及び指示に従うこと等をお願いしているところです。

つきましては、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が開催することとされている運営推進会議、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が開催することとされている介護・医療連携推進会議について、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうまでの当面の間、次のとおりとさせていただきます。

【運営推進会議】

新型コロナウイルス感染を防止する観点から会議を中止し、2月に1回以上の要件を満たすことができない場合でも、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後、速やかに会議を開催することで、指定基準を満たしているものとみなします。

また、収束前に行った構成員に対する書面による活動状況等の報告・評価等については、会議を開催したものとみなします。

【介護・医療連携推進会議】

新型コロナウイルス感染を防止する観点から会議を中止し、6月に1回以上の要件を満たすことができない場合でも、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後、速やかに会議を開催することで、指定基準を満たしているものとみなします。

また、収束前に行った構成員に対する書面による活動状況等の報告・評価等については、会議を開催したものとみなします。

【サービス評価・外部評価の緩和について】

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が1年に1回以上実施することとされているサービス評価について、収束後に行う会議で行ったことで1年を超えた場合でも、1年に1回以上実施したものとみなします。

また、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者については、本通知により会議を中止した場合、収束後に行う会議を合同会議とみなして開催回数に加えて差し支えありません。

（高齢者事業推進課事業者指導係 山口担当）

（介護保険課給付係 村上担当）

電 話 044-200-2910（0447）

F A X 044-200-3926